

3 変更理由

厚別山本公園に隣接する道路事業等（「エリア①道路の新設」及び「エリア②人道橋整備」）が一部既決定区域にかかることから当該地において区域の減変更を行う。

また、都市公園は、緑とオープンスペースの中核をなすものであり、その積極的な整備を図るとともに都市住民共通の貴重な財産として、その存続を図ることが必要とされるため、減変更と同等以上の面積を持つ用地（「エリア③道路区域の見直しによる」）を公園隣接地に確保し、当該地において区域の増変更を行う。



エリア	内容	目的	面積
エリア①	道路の新設	交通量の分散による山本線の交通混雑解消と大規模施設へのアクセス性向上を図るため山本小野津幌川沿線道路整備事業を実施する。	△1,024 m ²
エリア②	人道橋の整備	山本中橋の既設橋梁を車道専用化し、人道橋を新設することによって安全性の向上を図る。	△12 m ²
エリア③	山本東線の道路区域の見直し	公園面積減の代替地として道路区域から公園の都市計画公園区域へ編入する。	+1,330 m ²
面積合計			+294 m ²

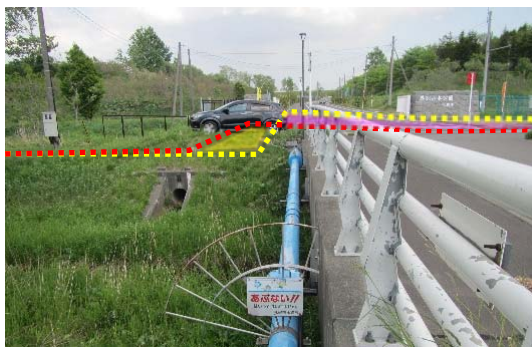


写真 エリア②：山本中橋より計画地を東に望む



写真 エリア③：山本東線より計画地を南に望む

※赤線が変更後都市計画公園区域、黄線が変更前都市計画公園区域

(参考) 関連する他の施設計画の概要

- 山本小野津幌川沿線道路整備事業
事業区間：山本線～道道大麻東雁来線(厚別通)
事業着手：平成28年度
工事着手：令和3年度以降
- 山本中橋の改修及び人道橋の新設
工事着手：令和元年度
供用開始：令和2年度